

## 旅行業約款（受注型企画旅行契約）

一般社団法人 日本旅行業協会保証社員

社 名 株式会社ATI

### 第一章 総 則

（適用範囲）

第一条 当社は旅行者との間で締結する受注型企画旅行に関する約款（以下「受注型企画旅行契約」といいます。）は、この約款の定めるところによります。この約款の定めるところは、この企画旅行については、法令又は一般に確立された慣習によらず、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

（用語の定義）

第二条 この約款で「受注型企画旅行」とは、当社が、旅行者からの依頼により、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊サービスの募集並びに旅行者が当社に支払うべき旅行代金の提供を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいいます。

3 この約款で「国内旅行」とは、本邦内への旅行をい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。

3 この部で「通信契約」とは、当社が機軸するクレジットカード会社（以下「機軸会社」といいます。）のカード会員との間で電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込みを受け、締結する受注型企画旅行契約であって、当社が旅行者に対して提供する受注型企画旅行契約に基づく旅行代金等に係る債権又は債務を、当該機軸又は機軸会社が定める日以後に発生する受注型企画旅行契約のカード会員規約に従って決済することについて旅行者があらかじめ承諾した当該受注型企画旅行契約の旅行代金等を第二条第二項、第六十六条第一項後段、第九十九条第二項に定める方法により支払うことと内容をとする受注型企画旅行契約をいいます。

4 この約款で「カー利用」とは、旅行者又は当社が受注型企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は振替額を旅行すべき日とします。

（旅行契約の内容）

第三条 当社は、受注型企画旅行契約において、旅行者が締結される旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理すると引き受けます。

（手配代行者）

第四条 当社は、受注型企画旅行契約の履行に当たって、手配の一部又は一部を本邦内又は本邦外その他の旅行者、手配業者として行う者その他の補助者を代行させることがあります。

### 第二章 契約の締結

（企画書の交付）

第五条 当社は、当社に受注型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者からの依頼があったときは、当社の業務上の都合があるときを除き、当該企画の内容に沿って作成した企画書、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件に関する事項を記載した書面（以下「企画書」といいます。）を交付します。

① 当社は、前項の企画書面において、旅行代金の内訳として企画に関する取扱料金（以下「企画料金」といいます。）の金額を明示することができます。

（契約の申込み）

第六条 前条第一項の企画書面に記載された企画の内容に関し、当社に受注型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者は、当該旅行の申込書（以下「申込書」といいます。）に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金として、当社に提出しなければなりません。

2 前条第一項の企画書面に記載された企画の内容に関し、当社に通信契約の申込みをしようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、会員番号その他の事項を当社に通知しなければなりません。

3 前条の申込金は、旅行代金（その内訳として金額が明示された企画書を含みます。）又は取扱料若しくは機軸料の一部として取り扱います。

4 受注型企画旅行の申込みは、特別取扱を必要とする旅行者は、契約の申込時に申し出てください。このとき、当社が可能な範囲内で応じます。

5 前項の申込に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は、旅行者の負担とします。

（契約締結の拒否）

第七条 当社は、次に掲げる場合において、受注型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。

- 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
- 通信契約を締結しようとする場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を機軸会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
- 旅行者が、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係者、暴力団 関係企業又は総会役員その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に不当な脅迫若しくは暴行を為す行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- 旅行者が、脱税を依頼し、偽造を依頼若しくは偽造品を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- その他当該業務上の都合があるとき。

（契約の成立時期）

第八条 受注型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第六条第一項の申込金を受理した時に成立するものとします。

2 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

（契約書の交付）

第九条 当社は、前条の定める契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び社員の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書」といいます。）を交付します。

2 当社は、前条第一項の企画書面において企画料金を明示した場合は、当該金額を前項の契約書面において明示します。

3 当社が受注型企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載することによります。

（企画書面）

第十条 前条第一項の契約書面において、確定された旅行日程、運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合は、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び旅行計画に必要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日に当たる日）以降に受注型企画旅行契約の申込みがなされた場合（以下は、旅行開始日）までの当該契約書面に定める事項で、これらの確定状況を示した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

2 前項の規定において、手配状況の確認を希望する旅行者から問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。

3 第一項の確定書面を交付した場合には、前条第三項の規定により当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところと特定されます。

（情報通信の利用する方法）

第十一条 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、企画書面、受注型企画旅行契約を締結しようとするときに旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行料金その他の旅行条件及び社員の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は機軸会社の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」といいます。）を確立します。旅行者の使用する通信機器に接続されたファイルに記載事項が記録されたときは、旅行者は当該記載事項を機軸会社に提供したファイルに記載事項が記録されたファイル（専ら当該旅行者の用に供するもの）に限ります。に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

第十二条 旅行者は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払わなければならないものとします。

2 通信契約を締結したときは、当社は、機軸会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。また、カード利用日旅行契約成立日とします。

### 第三章 契約の変更

（契約内容の変更）

第十三条 旅行者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます。）を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限りの旅行者の求めに応じます。

2 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ運送や当該サービスが関与し得ないものである理由及び当該サービスとの因果関係を説明し、契約内容を変更することができます。ただし、前項の場合において、やむを得ないときは、変更後にも説明します。（旅行代金の額の変更）

第十四条 受注型企画旅行を実施するに当たり利用する運送機関について適用を受ける運賃・料金（以下この条において「適用運賃・料金」といいます。）が、著しい経済情勢の変化等により、受注型企画旅行の企画書の交付の際に明示した時点において有効なものとして公示されている適用運賃・料金と比べて、適用想定する取値を大幅に超過又は減額となる場合においては、当社は、その超過又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加し、又は減少することができます。旅行開始の日から起算して、さかのぼって十五日に当たる日より前、旅行者の旨を通知します。

2 当社は、前項の定めるところにより旅行代金の額を増やすときは、旅行開始の日から起算して、さかのぼって十五日に当たる日より前、旅行者の旨を通知します。

3 当社は、第一項の定める適用運賃・料金の額が増えるときは、同項の定めるところにより、その減少後の旅行代金を額を下します。

4 当社は、前条の規定に基づく契約内容の変更により旅行者の実施に要する費用（当該契約の変更のためにその提供を受けた旅行サービスに対して取扱料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。）の減少又は増加が生じた場合（費用の増加が、運送・宿泊機関等当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、座席とその他の設備の不足が発生したことによる場合を除きます。）には、当該契約内容の変更の期しとの範囲内において旅行代金の額を変更することができます。

5 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行者が受ける旨を契約書面に記載した場合において、受注型企画旅行契約の成立後に当該責任を補うべき事由により当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金を変更することができます。（旅行者の契約）

第十五条 当社と受注型企画旅行契約を締結した旅行者は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。

第十六条 前項に定める当社の承諾を要しないときは、当社前項の用紙に所定の事項を記入の上、前項の定めの手続きとともに、当社に提出しなければならないものとします。

3 第一項の承諾を得ない場合は、当社の承諾がなかった旨を発生するものとし、以後、旅行者自身の地位を譲り受けた第三者は、旅行者の当該受注型企画旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継するものとします。

### 第四章 契約の解除

（旅行者の解除権）

第十六条 旅行者は、いつでも別表第一に定める取消料を当社に支払って受注型企画旅行契約を解除することができます。ただし、当社が、運送・宿泊機関等が定める取消料、違約料の他の運送料・宿泊機関等その他の旅行サービスに係る契約の解除に要する費用（以下、総称して「運送・宿泊機関取消料等」といふ）の金額を、第三条第一項の企画書面に記載した企画書面に明示したときは、旅行者は旅行開始前に受注型企画旅行契約を解除した場合の取消料については、別表第一に定める取消料の金額にかかわらず、当社が運送・宿泊機関等に対して支払った費用、又はこれに支払われなければならない「運送・宿泊機関取消料等」の合計額以上の金額とします。通信契約を解除する契約については、当社は、機軸会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして本項に定める取消料の支払いを要しません。

2 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかわらず、旅行開始前に取消料を支払うことなく受注型企画旅行契約を解除することができます。

一 当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が別表第二に掲げるものその他の重要なものであることに限ります。

第十四条第一項の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。

三 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となっておそれが極めて大きいとき。

四 当社が旅行者に対し、第十条第一項の期日までに、確定書面を交付しなかったとき。

五 当社が責任を補うべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従って旅行の実行が不可能となったとき。

2 旅行者は、旅行開始後において、当該旅行の実行が当社が定める事由により前項の企画書に記載した旅行サービスを受領することができなくなったときは、旅行開始の日から起算して、第一項の定めにかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領が不可能となった旨を前項の契約を解除することができます。

3 前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領が不可能となった部分と等しい部分の金額を旅行者に支払います。ただし、前項の場合が旅行開始後に発生した場合は、旅行者は旅行開始においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取扱料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払い戻します。（当社の解除権等—旅行開始前の解除）

第十七条 当社は、次に掲げる場合において、旅行者に理由を説明して、旅行開始前に受注型企画旅行契約を解除することができます。

一 旅行者が病弱、必要な介護者不在その他の事由により、当該旅行に参入しないと認められるとき。

二 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがある認められるとき。

三 旅行者が、前項の内容に関し合理的な説明を述べない負担を求めたとき。

四 スキーを目的とする旅行において必要な乗車券等の旅行実条件であるが契約の締結時に明示したものが成らないおそれ極めて大きいとき。

五 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

六 通信契約を締結した場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効となる等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を機軸会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。

七 旅行者が前条第三号から第五号までのいずれかに該当することが判明したとき。

2 旅行者が前条第三号から第五号までのいずれかに該当するおそれがあるときは、当該期日の翌日より前までに旅行者が旅行代金を旅行契約を解除しようとする旨を通知し、旅行者は、当社に対し、前条第一項に定める金額の旅行代金を支払わなければならないものとします。（当社の解除権等—旅行開始後の解除）

第十八条 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、旅行者に理由を説明して、受注型企画旅行契約の一部を解除することができます。

一 旅行者が病弱、必要な介護者不在その他の事由により旅行の継続に参入されないとき。

二 旅行者が旅行を安全かつ円滑に実施するための乗車券その他の事由による当社の指示への違反、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げたとき。

三 旅行者が前条第三号から第五号までのいずれかに該当することが判明したとき。

四 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき。

2 当社が前項の規定に基づいて受注型企画旅行契約を解除したときは、当社と旅行者との間の契約関係は、到来日に向かってのみ消滅します。この場合において、旅行者が既に提供を受けた旅行サービスに関する社員の義務については、有効とみなすものとします。

3 前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行者が旅行サービスの提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取扱料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払い戻します。（旅行代金の払戻し）

第十九条 当社は、第十四条第三号から第五号までの規定において旅行代金が減額された場合又は前三条の規定により受注型企画旅行契約の一部を解除した場合は、旅行者は旅行開始後に発生した場合は、旅行者は旅行開始後に発生した場合は、機軸会社のカード会員規約に従って、旅行者に対し当該旅行開始後の解除による払戻しにおいて契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して三十日以内に旅行者に対し当該金額を払い戻します。この場合において、当社は、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して七日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して三十日以内に旅行者に対し払い戻す旨を通知するものとします。旅行者に当該通知を行った場合カード利用は中止とします。

3 前二項の規定は第二十八条又は第三十一條第一項に規定するところにより旅行者又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。（契約解除後の帰路手配）

第二十条 当社は、第十八条第一項第一号又は第四号の規定によって旅行開始後に受注型企画旅行契約の一部を解除したときは、旅行者の求めに応じて、旅行者が当該旅行の出現地に発生した必要な旅行サービスの費用を引き受けるとします。

2 前項の場合において、出発地に戻るための旅行に要する一切の費用は、旅行者の負担とします。

### 第五章 団体・グループ契約

（団体・グループ契約）

第二十一条 当社は、旅行日程を同時に旅行者に提供する複数の旅行者がその代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ受注型企画旅行契約の締結については、本章の規定を適用します。（契約責任者）

第二十二条 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者のみならず「構成者」といいます。）の受注型企画旅行契約の締結に関する一切の権限を有しているものとします。当該団体・グループに係る旅行業務に関する取次及び第二十六条第一項の職務は、当該契約責任者と間で行います。

2 契約責任者は、当社が定めるところにより、構成者の名簿を当社に提出しなければならないものとします。3 当社は、契約責任者が構成者に対して現に支払い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何の責任を負うものでもありません。

4 当社は、契約責任者が団体・グループに同じくしない旅行者の代表者を選任した構成者を契約責任者とみなします。（契約成立の特則）

第二十三条 当社は、契約責任者と受注型企画旅行契約を締結する場合において、第六条第一項の規定にかかわらず、申込金の支払いを受けることなく受注型企画旅行契約の締結を承諾することができます。

2 前項の規定に基づいて申込金の支払いを受けなく受注型企画旅行契約を締結する場合は、当社は、契約責任者その他の責任を負わない書面を交付するものとし、受注型企画旅行契約は、当社が当該書面を交付した時に成立するものとします。

### 第六章 旅程管理

（旅程管理）

第二十四条 当社は、旅行者の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、旅行者に安全かつ円滑な業務を行います。ただし、当社が旅行者とこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

一 旅行者が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると思われるときは、受注型企画旅行契約に従った旅行サービスの提供を確保に実施されるために必要な措置を講じますこと。

二 前号の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めますこと。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めますこと。契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

（当社の指示）

第二十五条 旅行者は、旅行開始後旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行者の安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従わなければならないものとします。

第二十六条 当社は、旅行の内容により係属員その他の者を同行させて第二十四条各号に掲げる業務その他当該受注型企画旅行について当社が必要と認める業務の全部又は一部を行わせることがあります。

2 前項の係属員その他の者が同項の業務に従事する時間には、原則として八時から二十時までは、（乗降措置）

第二十七条 当社は、旅行中の旅行者が、疾病、怪我等により帰郷を要する他他人を助めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これら当社の責任を補うべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用は旅行者の負担とし、旅行者は当該費用を当社が代償する期日までに当該指定制の方法で支払わなければならないものとします。

### 第七章 責任

（当社の責任）

第二十八条 当社は、受注型企画旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第四条の規定に基づいて手配を代行させた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害をなしたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の翌日から起算して二年以内に当社に申し出て請求しなければならないものとします。

2 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものでもありません。

3 当社は、手配代行者に付して生じた第一項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して、国内旅行にあっては十日以内、海外旅行にあっては二十一日以内に当社に対して通知があったとき限り、旅行者一名につき十五万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

（特別措置）

第二十九条 当社は、前条第一項の規定に基づく当社の責任が生ずる不内容かつ、別紙特別補償規程規定を適用することができます。旅行者が受注型企画旅行参加中にその生命、身体を人身物の上に被った一定の損害については、あらかじめ定める額を賠償金及び慰謝金を支払います。

2 前項の損害については当該前条第一項の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害賠償金の額の範囲において、当社が支払うべき前項の補償金は、当該損害賠償金とみなします。

3 前項に規定する場合において、第一項の規定に基づく前項の補償金支払義務は、当社が前条第一項の規定に基づいて支払うべき損害賠償金（前項の規定により損害賠償金とみなされる補償金を含みます。）に相当する額まで減少するものとします。

4 当社の受注型企画旅行参加中の旅行者を対象として、別途の旅行代金を受取って当社が実施する募集企画旅行については、受注型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。

（賠償保証）

第三十条 当社は、別表第二欄に掲げる契約内容の変更や変更（次の各号に掲げる変更（運送・宿泊機関等当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、座席とその他の設備の不足が発生したことによるものを除きます。）を除きます。）が生じた場合は、旅行代金と同等または下欄に記載する額を兼ねた額以上の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して三十日以内に支払います。ただし、当該変更によって当社に第二十五条第一項の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合を除きます。

一 次に掲げる事由による変更

イ 天災地変

ロ 戦乱

ニ 官公署の命令

ホ 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止

ヘ 当初の運行計画によらない運送サービスの提供

ト 旅行参加者の生命又は身体を安全確保のための必要な措置

二 第十三条第一項の規定に基づいて受注型企画旅行契約が変更されたときの当該変更された部分及び旅行代金と同等または下欄に記載する額を兼ねた額以上の変更補償金を支払います。この場合において、旅行者は、前条第一項に定める金額を旅行代金に支払うべきものとします。

2 当社が支払うべき変更補償金の額は、旅行者一名に対して一受注型企画旅行につき旅行代金に十五％以上の当社が定める額を兼ねた額をもって限度とします。また、旅行者一名に対して一受注型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。

3 前項の規定に基づいて当社が変更補償金を支払った場合は、当該変更によって当該前条第一項の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、旅行者は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければならないものとします。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金の額と旅行者が返還すべき変更補償金の額とを相殺し残額を支払います。

（旅行者の責任）

第三十一条 旅行者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければならないものとします。

2 旅行者は、受注型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の受注型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければならないものとします。

3 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万一、契約書面に記載された事項と異なる事項が生じた場合は、当該変更によって生じたことによる旨を、当該当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供業者に申し出なければならないものとします。

### 第八章 弁済業務保証金

（弁済業務保証金）

第三十二条 当社は、一般社団法人日本旅行業協会（東京都千代田区霞が関三丁目3番3号）の保証社員となっております。

2 当社と受注型企画旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に關し、前項の一般社団法人日本旅行業協会が提供した弁済業務保証金から、000万円に達するまで弁済を受けるとすることができます。

3 当社は、旅行法第四十九条第一項の規定に基づき、一般社団法人日本旅行業協会に弁済業務保証金分給を依頼しておりますので、同法第七条第一項に基づく當業保証金は提供しておりません。

## 別表第一 取消料（第十六条第一項関係）

## 一 国内旅行に係る取消料

区 分	取 消 料
(一) 次項以外の受注型企画旅行契約	
イ ロからニまでに掲げる場合以外の場合（当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。）	企画料金に相当する金額
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日（日曜日旅行にあつては十日）に当たる日以降に解除する場合（ハからヘまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日に当たる日以降に解除する場合（ニからヘまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の30%以内
ニ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%以内
ホ 旅行開始当日に解除する場合（ヘに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内
ヘ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
(二) 貸切船舶を利用する受注型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によります。
備考 (一) 取消料の金額は、契約書面に明示します。 (二) 本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。	

## 二 海外旅行に係る取消料

区 分	取 消 料
一 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する受注型企画旅行契約並びに本邦外を出发地及び到着地とする受注型企画旅行契約（次項に掲げる旅行契約を除く。）	
イ ロからニまでに掲げる場合以外の場合（当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。）	企画料金に相当する金額
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日に当たる日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内
ハ 旅行開始日の前々日以降に解除する場合（ニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内
ニ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
二 貸切航空機を利用する受注型企画旅行契約	
イ ロからニまでに掲げる場合以外の場合（当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。）	企画料金に相当する金額
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって九十日に当たる日以降に解除する場合（ハからニまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日に当たる日以降に解除する場合（ニ及びホに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内
ニ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日に当たる日以降に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。）	旅行代金の80%以内
ホ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三日に当たる日以降の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
三 本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する受注型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によります。
備考 (一) 取消料の金額は、契約書面に明示します。 (二) 本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。	

## 別表第二 変更補償金（第三十条第一項関係）

変更補償金の支払いが必要となる変更	一舟あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
一 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
二 契約書面に記載した入場する観光地又は観望施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的の変更	1.0	2.0
三 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを上回った場合に限ります。）	1.0	2.0
四 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
五 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
六 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経路便への変更	1.0	2.0
七 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更（当社が宿泊機関の等級を定めている場合であつて、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。）	1.0	2.0
八 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、装飾その他の客室の条件の変更		
注一 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日まで旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降に旅行者に通知した場合をいいます。 注二 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と契約に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき併せて取り扱います。 注三 第三号又は第四号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。 注四 第四号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。 注五 第七号の宿泊機関の等級は、旅行契約締結時点での契約書面に記載しているリスト又は当社の営業所若しくは当社のウェブページで閲覧に供しているリストによります。 注六 第四号又は第七号若しくは第八号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。		

## (苦情の申出)

旅行者は、当社との旅行業務に関する苦情について、当事者間で解決できなかった場合は、下記の協会に、その解決について助力を求めるための申出をすることができます。

記  
名 称 一般社団法人 日本旅行業協会  
所在地 東京都千代田区麹町三丁目3番3号  
電 話 (03)3592-1266